（電磁的記録提供命令等における留意事項）

第百二条　電磁的記録提供命令（第五条の規定による改正後の国税通則法（以下この条において「新国税通則法」という。）第百三十二条第一項又は第十条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の三第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。）により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り新国税通則法第百三十一条第一項に規定する犯則事件又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の二に規定する必要犯則情報と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならない。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第十三号

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条並びに第三条の見出し及び同条第一項中「令和三年度から令和七年度まで」を「令和八年度から令和十二年度まで」に改める。

本則に次の一条を加える。

（行財政改革の徹底）

第五条　政府は、経済・財政一体改革を推進する中で、歳出及び歳入の改革、持続可能な社会保障制度を構築するための改革（現役世代の社会保険料負担を含む国民負担を軽減するための施策の実施を含む。）その他の行財政改革を徹底するものとする。

2　政府は、前項に規定する行財政改革の一環として、租税特別措置（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号に規定する租税特別措置をいう。）及び補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の適正化について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律による改正前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（次項において「旧法」という。）第三条第一項及び第二項並びに第四条の規定は、令和八年六月三十日までの間、なおその効力を有する。

2　旧法第三条第一項（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により発行した公債については、同条第四項の規定は、なおその効力を有する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

政　令

所得税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九十三号

所得税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第十一条第二項及び第四項（同項の規定を同法附則第十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号、第三十一号イ及び第三十二号ロ、第九条第一項第五号、第三十三条第三項、第四十条第一項、第四十二条第一項、第四十四条、第四十八条の二第二項、第四十九条、第五十七条第八項、第六十二条第一項、第六十九条第一項、第七十二条第一項、第百三十二条第四項、第百三十五条第一項第二号、第百七十七条第一項、第二百三条の七並びに第二百二十五条第一項第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「資金決済に関する法律第二条第十四項」を「金融商品取引法第二条第四十九項」に改める。

第六条第八号ロ中「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」を「貯留権（二酸化炭素の貯留事業に関する法律」に、「試掘権」を「試掘権を含む。）」に改める。

第十一条の二第二項中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。

第十一条の三第二項中「掲げる事項に」を「定める事項に」に改め、同項第一号中「及び専門課程」を削り、同号ハ中「夜間その他特別な時間において授業を行う場合には、その一年の授業時間数が四百五十時間以上であり、かつ、その修業期間を通ずる授業時間数が八百時間以上であること。」を「次に掲げる場合には、それぞれ次に定める事項」に改め、同号ハに次のように加える。

(1)　夜間その他特別な時間において授業を行う場合　その一年の授業時間数が四百五十時間以上であり、かつ、その修業期間を通ずる授業時間数が八百時間以上であること。

(2)　通信による教育を行う場合　次に掲げる事項

(i)　その一年の対面により行う授業の授業時間数が百二十時間以上であること。

(ii)　その修業期間を通ずる単位数をその修業期間の年数に相当する数で除して計算した単位数が十三単位以上であり、かつ、その修業期間を通ずる単位数が二十三単位以上であること。